

回 答 書

業務の名称 志登茂川浄化センター施設点検運転監視等業務
(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

上記業務について、下記のとおり質問がありましたので回答します。

平成29年10月24日

技術資料に係る質問事項
<p>(1) 本業務の入札は、競争参加資格事前条件を入札書提出前に審査し、履行実績や技術評価基準への適合は開札後に審査する方式となっておりますが、「競争参加資格確認申請書」と「技術資料」の提出期限はどちらも平成29年11月2日(木)となっております。参加資格確認申請書と技術資料を同時に提出しても構わないということでしょうか。</p>
<p>(2) 様式第3号「5 危機管理体制」の評価項目は、事業者におけるBCP又は危機管理マニュアルの策定の有無と、それに基づく訓練の実施状況であると理解していますが、BCPや危機管理マニュアルの内容によっては、加算点の減点あるいはゼロ評価ということもあるのでしょうか。また、36質問への回答として、BCPについては企業としてのものとの回答でしたが、危機管理マニュアルについては、各浄化センターの実情に合わせて作成しております。その一つの浄化センターの事例を添付してもよろしいのでしょうか。</p>
<p>(3) 様式第6号の業務責任者数については、総括責任者と副総括責任者の人数合計でよろしいでしょうか。また、評価項目10関係として、「下水道技術検定第3種試験合格者数」、「下水道管理技術認定(処理施設)合格者数」を記載することになっておりますが、業務開始時に配置従事者に占める割合が配置予定よりも上回っておれば、EとFの人数が提案時と異なっても問題ないという認識でよろしいでしょうか。</p>
<p>(4) 様式第7号、様式第8号の研修計画については、事業所の状況に応じて事業所単位で年間研修計画を作成している場合は、事業所での研修計画、実施記録を添付してもよろしいでしょうか。</p>
<p>(5) 清掃業務についてはどこまでの範囲までは、業者に再委託することは可能でしょうか。もし、日常清掃業務を業者に再委託する場合は、配置予定従事者数には含めなくてもよろしいでしょうか。</p>
<p>(6) 施設点検運転監視等業務委託共通仕様書第4条(6)⑨「機器台帳の作成」とありますが、貴公社が作成されている機器台帳への入力作業でしょうか。それとも、受託者にて機器台帳を作成することによってよろしいでしょうか。また、機器台帳は、エクセル形式、アクセス形式等の指定形式はありますでしょうか。</p>

(7) 施設点検運転監視等業務委託共通仕様書第4条(2)④・法の定めに従い場内で自ら行う点検記録とありますが、自家用電気工作物定期点検（電気事業法39、42条）や、消防用設備等点検（消防法17条3の3）も乙の業務範囲に含まれているのでしょうか。また、業務範囲内に含まれる際は、空調設備点検業務や受水槽清掃業務等の定期点検については再委託は可能でしょうか。（共通仕様書第8条）

(8) 各種調達業務・修繕業務共通仕様書 3修繕業務（4）「設計仕様書の計上額と実績額に差異が生じた場合は、設計変更とする」とありますが、修繕業務費が設計額に満たない場合には減額になるという認識でよろしいでしょうか。

(9) 「技術資料届出書並びに技術資料及びこれに付随する資料」の提出につきまして、「正本1部、副本8部（副本の1部は複写可能なようクリップ止めとすること）」と記載されておりますが、クリップ止めとした副本1部を除いて、その他の各技術資料は、各部ファイル等に綴じて提出することによろしいでしょうか。

回 答

(1) 貴見のとおり解して差し支えありません。

(2) 内容に対しての加点・減点を行いませんが、評価に値しないと判断した場合は、加点の対象としない場合があります。

平成29年10月13日付け回答（ホームページ掲載番号36）のとおり、企業としての危機管理体制を問うものですので、個別の事業所等のものは評価の対象といたしません。所管する全ての事業所等について提出される場合は評価の対象とします。

(3) 貴見のとおり解して差し支えありません。

(4) 企業の研修の一環としての位置づけであれば、事業所を含む各部門別の研修計画及び実施記録を認めるものとします。ただし、企業としての承認がなされていることを証する稟議書等の写し等を添付してください。

(5) 共通仕様書第8条にある再委託禁止の業務に当たらないため、再委託は可能です。

ただし、「特記仕様書 第2条 4（4）清掃業務」の本文中のなお書のとおり、設備機器周辺の清掃は保守管理業務に位置付けられているため、保守点検作業員が行うものとし、再委託は認められません。

なお、再委託した業務の従事者は、配置予定従事者数に含めないものとします。

(6) 「機器台帳」とは県管理の「下水道台帳(施設情報システム)」を想定しており、当初データの輸入は発注者において行います。

受注者が実施する入力作業は、機器の追加及び修繕履歴データ等の発注者が行うデータ入力のための入力シート（エクセル形式）の作成作業を想定しております。

(7) 本業務には、防災設備（消防用設備等を含む）、電気設備（自家用電気工作物を含む）、計装・監視制御設備の定期点検（半年～数年に一度定期的に行う点検）及びエレベータ保守点検は含まないものとしています。

ただし、これら設備の日常巡視及び電気設備の月に1～2回の定例点検等は本業務に含まれます。

また、空調設備点検業務及び受水槽清掃等の定期点検につきましては、上記（5）と同様に再委託は可能です。

(8) 貴見のとおり解して差し支えありません。

設計仕様書計上額は3,150,000円(消費税抜き)です。

(9) 綴じ方はA4版・長辺綴じで、市販の2穴紙ファイルを使用してください。

なお、表紙には社名は記載しないものとし、ページ数に適した厚みのファイルとしてください。